

日雇い派遣 例外規定該当状況の確認

例外規定とは

原則日雇い派遣は禁止されておりますが、
4項目のいずれかに該当される方については就業が認められております。

該当しない場合は31日以上雇用契約を結んでいただくか、
日々紹介からの就業をお願いいたします。

<p>1</p> <p>昼間学生</p> 	<p>2</p> <p>60歳 以上の方</p> 
<p>3</p> <p>生業収入500万円 以上の方</p> 	<p>4</p> <p>世帯年収500万円以上 かつ主たる生計者でない方</p> 

1 昼間学生

以下の条件に該当する方は、昼間学生に含まれないため、日雇い派遣で働くことができません。

- ・通信教育を受けている人
- ・大学の夜間学部の課程の人
- ・高等学校の夜間又は定時制の課程の人
 - ・休学中の人
- ・内定後に内定先で働いている人

2 60歳以上の方

「満60歳」以上の方が対象です。
数え年ではございませんのでご注意ください。

3 生業収入500万円以上の方

ご自身の**メイン**のお仕事の収入が500万円以上

OK	本業600万		
OK	本業500万	副業100万	
NG	本業400万	副業100万	副業100万

4 世帯年収500万円以上 かつ主たる生計者でない方

以下の条件にどちらも満たしている方

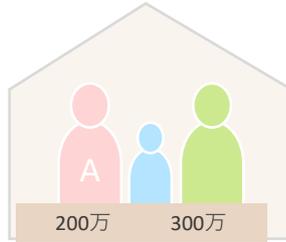
- ①世帯の合計年収が500万円以上ある
 - ②主たる生計者でない※1
- ※1世帯年収の50%以下

具体例

Case.1 共働きのAさん

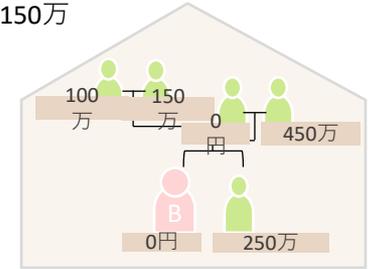
家族3人暮らし
旦那：300万、Aさん：200万

合計年収500万円
Aさんの年収はその半分未満のためOK



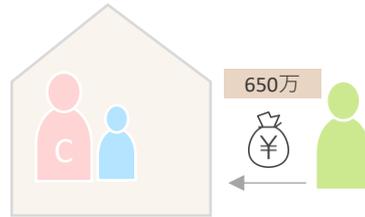
Case.2 転職活動中のBさん

祖父母は年金受給者でそれぞれ100万、150万
父：450万
兄：250万
合計年収950万円
Bさんの年収はその半分未満のためOK



Case.3 主婦のCさん

旦那は単身赴任中
旦那：650万
合計年収650万円
Cさんの年収はその半分未満のためOK



世帯は必ずしも同居している必要はございませんが、
「生計を一にしている」ことが条件になります。

仕送り・援助などを受けている場合は
生計を一にしているとみなすことができます。
配偶者（婚約者含む）

提出書類について

年収を証明するには以下のいずれか1点が必要です。

- 源泉徴収票

毎年12月～1月頃に会社から発行されます

- 所得証明書（課税証明書・納税証明書・通知書）

前年分年収記載のあるものは毎年6月頃まで発行されません
詳しくは各市町村までお問合せください

- 確定申告書の控え

給与明細12ヶ月分が必要となります
税務署で受理印が押されたものに限りです

- 年金給付・失業給付・育児休業給付・児童手当などの国からの給付通知書

すぐに書類の提出が難しい場合は
誓約書に同意をお願いいたします

※書類をすぐに用意できない場合は誓約書の提出
をもって代わりとすることができます。